

製品リコール検討委員会について

1 当委員会開催要旨

平素はPL研究学会の活動にご協力を賜りありがとうございます。
製品リコール研究部会では基本的に会員の発表の場としておりますが、最近では外部専門家などとの交流が深くなり発表後の検討内容の意見交換などをする機会が薄れました。このため、リコールに関する意見交換、研究などをより深く継続することが重要とし、製品リコール研究部会にて下記の通り表題委員会の開催を決定しました。

製品リコールについては社会環境が大きく変化しており情報が多岐にわたります。
製品リコールの対応については、企業にてそれぞれの対応を行っていますが、回収率などを見ると、産業構造の多様化、輸入品の急増などで、多くの課題を抱えています。
製品の品質保証として製品の不具合、特に大きな事故になるような場合に、市場にある製品の回収・修理や使用を中止・破棄するなどして事故などの未然防止を実行できる製品リコールや回収などの効果的な取り組みが望まれます。

新しい産業構造の中での上記のリコール対策を進めるために、この委員会を通し、継続的に企業リスクの低減と何よりも消費者安全、労働者の安全を達成する為の研究を推進することになりました。

尚、当委員会の運営規定は3頁の通りです。

令和元年9月23日

一般社団法人PL研究学会
製品リコール研究部会長 渡辺吉明

2 コアメンバー

- 委員長 : 鈴木和幸 電気通信大学名誉教授、同大学院情報学専攻特任教授
- 副委員長 : 渡辺吉明 PL研究学会副会長、製品リコール研究部会長
- 大羽宏一 : PL研究学会会長、大分大学名誉教授、尚綱大学名誉教授
- 池田順一 : 長島・大野・常松法律事務所 パートナー弁護士
- 小森悠吾 : 弁護士法人大江橋法律事務所 パートナー弁護士
- 内田知男 : PL研究学会副会長 エリーパワー株式会社 常勤監査役
- 中居芳紀 : PL研究学会副会長 実践女子大学 講師
- 小林孝夫 : PL研究学会製品リコール研究部会幹事
- 藤村博志 : 農研機構 農業技術革新工学研究センター所長
- 藤井幸人 : 同上安全検査部長
-
- その他リコールに関心の高い各方面の研究者、技術者などを予定

3 委員

- 当学会員及びコアメンバーなどからの要請で発言権を有する委員

4 事務局

事務局長 渡辺欣洋
伊藤美奈子
山岸義彦

5 協力者・協力団体機関等

向殿政男 明治大学名誉教授

農研機構農業技術革新工学センター

経産省製品事故対策室（他業務の関係で情報共有確認済み）

農林水産省生産局 技術普及課（要請中）

消費者庁消費者安全課（要請中）

6 当面のテーマ（暫定のため、今後変更する場合があります）

1 検討テーマなどの整理

2 リコールハンドブック2019の検証

3 農作業事故と農業機械や資材のリコールなどの実態・課題

4 建築作業現場での事故と建築作業機械や資材のリコールなどの実態・課題

5 リコールデータベースの活用と課題

6 各産業におけるリコール対応の現状と課題など

※ 令和元年9月24日現在

※ 令和元年11月5日現在

製品リコール検討委員会運営規定

一般社団法人 PL研究学会
製品リコール研究部会
作成日 2019年9月23日

当検討委員会を実施するに際しては、当学会の定款、各種規定及び下記の事項を順守し、消費者安全を達成する為の研究を行います。

1. 当委員会開催の目的

本委員会は、産学官民にて製品リコール（自主回収）とこれによる不具合の未然防止の実態把握、問題抽出、問題解決を研究し、品質保証（註）のあり方、消費者安全のあり方を明確にすることにあります。その結果、製品に起因する事故の未然防止が円滑に図られ、消費者安全に寄与することを目指します。

（註：本委員会での品質保証とは、ISO-9000の「品質要求事項が満たされるという確信を与えることに焦点をあわせた品質マネジメントの一部」という“狭義の品質保証”ではなく、顧客・社会ニーズを確保・確認・確証するための体系的な活動とその仕組みを意味する“広義の品質保証”を指します）

2. 組織及び詳細

この委員会組織は、委員長・副委員長の他下記の3グループにて構成されます。

1 コアメンバー：当委員会の検討内容を決定する方々

- 委員長
- 副委員長
- その他当学会理事やコアメンバーから推薦された方々

2 委員：発言権がある方、基本的に当学会会員は委員になります

3 協力者・協力団体機関等：製品安全やリコールなどに関わる行政その他団体や機関の専門家として発言権があります。

4 共催、後援など

この委員会の趣旨に賛同され、開催運営などに協力いただける団体、組織機関など

3. 個人情報の取り扱い

委員及び委員より指名され発言、発表を行うことを目的に参加された方は、傍聴人でも委員長などから発言を要請された場合は、実名、所属機関や団体、企業名などが記録され、公表資料などに個人情報が記載されます。

4. 利益誘導などの禁止

この委員会は特定事業などに利益誘導することを目的に発表することはできません。ただし、委員からの要請で、特定の技術、事業の内容などについて、発表を求められた場合に限り、求められた要項を端的に発表、また資料を配布することができます。

5. 委員の選考に際して

委員の選考などは当学会の会長及び副会長などの承認を得ることとします。特に当学会員ではない場合は、委員長及び副委員長の承諾を必要とします。

6. 発表内容の著作権など

発表に使用する資料などについては、基本的に当委員会に帰属します。委員会は特段、発表者が事前に使用制限の申し出がない場合は、当委員会、当学会の発表や学会誌などにその内容を記載することを可能とします。このときの発表資料には必ず著作表示を行うこととします。それらの公表を望まない場合は、事前に申し出ることとします。

7. 発表内容の公表

当委員会で討議された内容は、事務局で取りまとめ委員長及び副委員長の点検を得て議事録として残し、必要に応じ当学会のwebサイトに公開します。また、必要に応じ学会誌、関係団体のメルマガなどにて公表します。

8. 参加者の制限

適正な運営を妨げる行為を行なった場合は直ちに退場を求め、従わない場合は強制的に退去していただきます。

9. 費用負担について

当委員会では、委員や参加者に対し一切対価を支払いません。交通費などは委員の自己負担となります。発表資料などの印刷は事務局にて行いますので、発表者は事前に事務局と相談し、当日の準備をお願いします。

10. 事務局について

当委員会の事務局は学会事務局内に設置します。

※令和元年11月7日改訂 以上